

## 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者にかかる 国民健康保険税の減免に関する Q&A

### 1.申請について

#### Q1-1 申請は郵送でも可能ですか。

(回答)

郵送による申請は可能です。申請をご希望される方は、HPから申請書等を印刷して添付書類と一緒に郵送していただくか、印刷環境がない方へはこちらから申請書を郵送いたしますので、国民健康保険係までお問い合わせください。

#### Q1-2 申請はいつからできますか。

(回答)

令和4年度の国民健康保険税納税通知書は、令和4年7月中旬発送予定となっておりますので、減免の申請は納税通知書がお手元に届いてからご申請ください。

#### Q1-3 申請の期限はありますか。

(回答)

令和5年3月31日(金)までとなります。

### 2.減免の要件について

#### Q2-1 主たる生計維持者とは誰ですか。

(回答)

原則として世帯主を指します。世帯主以外の構成員の収入で生計が維持されている場合は、ご相談ください。また、世帯主が国保の加入者ではない場合(擬制世帯主)も、世帯主を主たる生計維持者として減免の判定をします。

**Q2-2 共働き世帯の場合、主たる生計維持者は2名になりますか。**

---

(回答)

原則として世帯主であり、必ず1名です。2名にはなりません。

**Q2-3 新型コロナウイルス感染症により死亡した場合は、どのように確認しますか。**

---

(回答)

死亡診断書により確認いたします。

**Q2-4 「重篤な傷病を負った」とは、どのような場合を指しますか。**

---

(回答)

1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い場合を指します。保健所から発行される入院勧告書または医師の診断書により確認いたします。

**Q2-5 減免適用要件(1)に、収入が「前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること」とありますが、減少見込み額はどのように算出すればよいのですか。**

---

(回答)

基本的にはご自身で算出してください。見込み額がわからない場合には、下記の算出方法を参考にしてください。

1月から直近の月までの収入実額の平均額を12月までの月ごとの収入見込み額として算出します。

(例) 1月～6月までの収入の合計額が90万円だった場合

$$90\text{万円} \div 6\text{ヶ月} = 15\text{万円}$$

7月～12月の収入見込み額は月ごとに15万円。

なお、減少する見込みの収入の種類は、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかであり、年金収入や株の配当収入などは対象ではありません。

Q2-6 事業収入については、前年比10分の3以上の収入の減少が見込まれますが、不動産収入については減少する見込みがなく、二つの収入を合計した場合には前年比10分の3以上の減少には達しません。この場合は減免適用要件（1）に当てはまりますか。

---

（回答）

事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかであるため、どれか1つでも該当すれば、減免適用要件（1）に当てはまります。

Q2-7 減免適用要件（2）の「前年の所得の合計額」とは、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入にかかる所得の合計額ですか、それともそれ以外の種類の所得（雑所得、配当所得、一時所得など）がある場合は、それも含まれますか。

---

（回答）

含めます。主たる生計維持者の前年の全ての所得の合計金額です。

Q2-8 会社都合などによる退職で、ハローワークより「雇用保険受給資格者証」が発行され、非自発的失業者の軽減制度対象になりました。さらに減免の対象になりますか。

---

（回答）

対象になりません。非自発的失業者の軽減制度対象者の方につきましては、前年の給与所得を100分の30とみなして当該保険税の軽減を行いますので、今回の措置による給与収入の減少に伴う保険税の減免は行いません。ただし、非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、それ以外に事業収入等の減少が見込まれる場合には、対象になる可能性があります。

Q2-9 「保険金や損害賠償等により補填されるべき金額」に国や都から支給される「特別定額給付金」などの各種給付金は含まれますか。

---

（回答）

減少した収入から控除する額には含めません。